

鳥取県指令  
第201700276623号  
平成30年 2月19日

(株)大協組

代表取締役  
小山 典久 様

鳥取県知事 平井 伸治



### 特定 建設業の許可について（通知）

平成30年 1月31日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知  
する。

（担当：県土整備部県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454）

#### 記

許可番号	鳥取県知事 許可（特－29）第 6588号
許可の有効期間	平成30年 3月21日から平成35年 3月20日まで
建設業の種類	

土木工事業  
大工工事業  
石工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
水道施設工事業

建築工事業  
とび・土工工事業  
管工事業  
舗装工事業  
塗装工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成35年 2月18日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）